



海老名市監査委員告示第6号

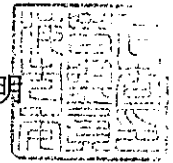


地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、随時監査（工事監査）の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年2月28日

海老名市監査委員

雨宮徳明



海老名市監査委員

清水昭



海老名市監査委員

藤澤菊枝



工事監査結果報告書

1 監査の対象

平成30年10月以降に契約を締結し、工事完了時期が令和元年12月から令和2年3月までのもののうちから次の工事を監査対象とした。

- (1) 件 名 (仮称) 上郷河原口線道路新設工事
- (2) 工事場所 海老名市上郷地内

2 監査対象課

まちづくり部 道路整備課
財 務 部 契約検査課

3 監査の実施方法等

- (1) 工事監査実施日 令和元年12月23日 (月)
- (2) 監査実施方法

監査委員が工事技術面の専門的知識を有する技術士とともに、関係部局職員との事情聴取を行いながら、工事関係書類及び工事現場の監査を実施した。

4 監査対象工事の概要

(1) 工事目的

海老名駅西口地区では、西口土地地区画整理事業により新たに市街地形成が進められている。本工事は、県道51号町田厚木から県道40号横浜厚木までの道路を新設し、海老名駅東口と西口を結ぶ南北軸に位置づけ、立体交差により、鉄道による地域分断の解消と、円滑な交通の確保を目的とした事業の一環として実施するものである。

(2) 工事概要

- ア 契約工期 令和元年9月4日～令和2年2月28日
- イ 契約金額 91,201,000円 (消費税含む。)
(10月1日付消費税改正のため、当初契約金額：89,452,800円から1,658,200円増額となっている。)
- ウ 施工業者 人の森株式会社 代表取締役 加藤 政徳
神奈川県海老名市中新田1762
- エ 進捗率 25% (令和元年12月23日現在)
- オ 概 要
 - ・ 工事延長 L=195.0m
 - ・ 計画幅員 W=16.0m
 - ・ 取壊し工…1.0式、木工…1.0式、排水構造物工…1.0式、

用排水路工…1.0式、仮設工…1.0式、道路照明灯工…1.0式、
舗装工…1.0式、付属施設工…1.0式、区画線工…1.0式

5 監査の結果

監査の結果、計画、設計、積算、入札及び契約事務並びに工事監理、施工管理及び安全管理については、法令、基準等に準拠して概ね適正に行われていた。なお、工事現場調査において、施工上留意すべき事項のうち軽易なものについては、口頭で注意した。

6 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、今後の適正な工事施工に資するため、監査人が監査対象課に伝えた意見は次のとおりである。

(1) 設計について

工事仕様書（特記仕様書）に下記のような、現場の特殊性を明確に説明すべきと考える。

- ・前回工事で一部路盤、仮設進入路等が既設であること。
- ・分断された左右の田畑には、仮設倉庫・駐車場などの民間施設があり、稼働していること。
- ・用地未買収地があり、その未買収部分は今回工事区域から除外していること。
- ・旧水路工があること・仮設工には埋め殺し部があること・上空架線防護を実施していること等

(2) 施工管理について

社内パトロールや、道路敷地に隣接して民間の駐車場工事が施工され、両工事請負人同士が工程確認・近接工事部分の調整を行っているが、記録が残っていない。市民・関係者等からの問い合わせがあった場合や課題が発生した時に、市側として適切に説明責任を果たせるよう、これらに限らず、打ち合わせ記録を残すことが望ましい。